○指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について

〔平成 12 年 8 月 1 日
告　示　第　9　号〕

改正　平成 14 年 1 月 15 日　告示第 1 号
平成 15 年 7 月 7 日　告示第 5 号
平成 18 年 1 月 1 日　告示第 11 号
平成 30 年 4 月 1 日　告示第 4 号
令和 5 年 7 月 24 日　告示第 9 号
令和 6 年 12 月 5 日　告示第 11 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおり指定金融機関及び収納代理金融機関を指定する。

記

1　指定金融機関

金融機関名	取扱店及び取扱事務の範囲	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	江南支店	収納代理金融機関の公金の収納の事務総括及び支払の事務並びに預金の取扱い
	上記以外の本支店	公金の収納事務

2　収納代理金融機関

金融機関名	取りまとめ店及び取扱事務の範囲	
株式会社あいち銀行	大口支店	公金の収納事務の一部
岐阜信用金庫	江南支店	
愛知北農業協同組合	大口支店	
株式会社名古屋銀行	扶桑支店	
株式会社大垣共立銀行	江南支店	
いちい信用金庫	江南支店	